報

た件二件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

○地籍調査の成果について認証した ○土地改良区の定款の変更を認可し

三

三

○平成二十一年度福島県職員採用選

○産業廃棄物処理施設等設置等事業 の申請があった件 ○特定非営利活動法人の設立の認証

計画書の提出があったので公告す る件二件

て届出があった件

考予備試験を実施する件

○土地改良事業の工事の完了につい 臺

○随意契約の相手方を決定した件

公 告

示

福島県告示第三百四十八号

福

西郷村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 平成二十一年五月二十六日 西白河郡

福島県知事 佐 藤 雄 平

調査を行った者の名称

成果の名称

西白河郡西郷村大字真船の一部に係る地籍図及び地籍簿

福島県告示第三百四十九号

338 同年五月十八日認可した。 麓土地改良区から平成二十一年四月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、 麓土地改良区から平成二十一年四月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、

平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百五十号

土地改良区から平成二十一年五月八日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 富岡町 同月十

福島県知事

佐

藤

雄

(農村計画課

八日認可した。

平成二十一年五月二十六日

三

三

公告第二百八十二号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十一年五月二十六日

試験を実施する職種

獣医師、 保健師、及び児童自立支援専門員

試験期日 平成二十一年七月二

三 受験申込受付期間

二日

(金)

兀

獣医師

平成二十一年六月一日 月 から同月二十五日 (木) まで

受付窓口及び問い合わせ先

(○二四) 五二一―七二一九) 又は福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号

電話

(福

島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一―七三九一)

2 保健師及び児童自立支援専門員 福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号

五二一七二九

(農村計画課)

入

事

課

電話

公告第二百八十三号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する

平成二十一年五月二十六日

名称 平成二十一年五月十五日申請のあった年月日

NPO法人タッチ・ザ・サイエンス

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市久之浜町久之浜字南畑田二

Ŧi. 定款に記載された目的 一十四番地の六

教育普及活動や技術伝承により、広く公益の増進に寄与することを目的とする。 る事業を行い、科学や自然環境を直接体感できる教育の機会・技術・材料の提供等! この法人は、地域住民や教育機関等の個人・組織に対して、環境・科学教育に関す

(文化振興課

公告第二百八十四号

報

項の規定により、次のとおり公告する。 の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、 - 規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項

平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

豊島硝子株式会社 代表取締役 菅沢 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 英隆 その代表者の氏名

東京都豊島区上池袋一丁目三九番一五号

産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区 福島県二本松市住吉地内

産業廃棄物処理施設等の種類

三

産業廃棄物指定処理施設(ガラスくずの破砕施設)

基

産業廃棄物処理施設等の処理能力

兀

一二〇トン毎日 (八時間) 二基

(産業廃棄物課)

公告第二百八十五号

項の規定により、次のとおり公告する。 の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五 福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項

平成二十一年五月二十六日

設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 福島県知事 その代表者の氏名 佐 藤 雄 平

> 小林建設工業有限会社 代表取締役

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島県南相馬市原町区上高平字柳町二七六番地

産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区 福島県南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類 がれき類の破砕施設

兀 産業廃棄物処理施設等の処理能力

五六〇トン毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

公告第二百八十六号

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成二十一年五月二十六日

った者の名称 土地改良事業を行 地区名

袋原土地改良区

袋原

業の種類 土地改良事 施行認可又は施行 同意の年月日 福島県知事

工事の完了年月日

佐

藤

雄

平

農山漁村活性 平成一九年一二月

一九日

〇 日 平成二二

年三月三

化プロジェク

ト支援交付金

(農業生産基

盤整備一般)

(農村計画課)

公告第287号

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下 守点検業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体 条の11第1項の規定により公告する 「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保

平成21年 5 月26日

福島県知事

在

藤

推

+

随意契約に係る特定役務の名称及び数量 河川流域総合情報システムの保守点検業務

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号

ယ 平成21年 3 月27日 随意契約の相手方を決定した日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号随意契約に係る契約金額50,400,000円 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第2号該当

6

5

(土木総務課)

発行者 印刷所 福 株式会社 第 一 県刷 印

340